

ことぶき苑 入所加算表

■ 入所利用者様すべての方対象 △該当する方対象

■ 退所(死亡除く)時算定項目

費目	金額(円)	単位	内容説明
初期加算	30	1日	入所から30日に限り加算されます。
口腔衛生管理体制加算 (旧名称:口腔機能維持管理体制加算)	30	1日	入所者に対して計画的な口腔ケアを行う事が出来るよう歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導等を行う場合に加算されます。
△療養食加算	18	1日	糖尿病食・腎臓病食・肝臓病食等、医師の指示箋に基づき特別な療養食を提供した場合に加算されます。
栄養マネジメント加算	14	1日	利用者の栄養状態をアセスメントし、栄養ケアマネジメントを行う場合に加算されます。
△短期集中リハビリテーション実施加算	240	1日	退院・退所直後または初めて要介護認定を受けた後に、早期に在宅での日常生活活動の自立性の向上の為、利用される場合に加算されます。
△緊急時治療管理	511	1日	入所された方に緊急な医療が必要となり、施設において応急的な治療管理を行う場合に加算されます。
△所定疾患施設療養費	305	1日	肺炎・尿路感染症・带状疱疹の疾病に施設内で対応した場合に限り、1月に1回、連続する7日間を限度として算定されます。
△ターミナルケア加算 (死亡日以前4日以上30日以下)	160	1日	医師が医学的所見に基づき回復の見込みがないと診断された方で入所者又はその家族の同意を得てターミナルケアに係る計画が作成され、医師・看護師・介護職員等が共同して、入所者の状態又は家族の求め等に応じ臨時説明を行い、同意を得てターミナルケアが行われた場合に加算されます。
△ターミナルケア加算 (死亡日前日及び前々日)	820	1日	同上
△ターミナルケア加算(死亡日)	1,650	1日	同上
退所前訪問指導加算	460	1回	施設退所前に居宅を訪問し療法上の指導を行った場合に加算されます。
退所後訪問指導加算	460	1回	施設退所後に居宅を訪問し療法上の指導を行った場合に加算されます。
退所時指導加算	400	1回	退所時に自宅で療養される方に療法上の指導を行い、かかりつけ医や関係機関に文章で療養上の情報を提供した場合に加算されます。
退所時情報提供加算	500	1回	入所者の同意を得て主治医に診察状況を示す文章を添えて紹介を行った場合に加算されます。他の社会福祉施設等に入所する場合も同様に算定されます。
退所前連携加算	500	1回	入所者の同意を得て居宅介護支援事業所への情報提供と連絡調整を行った場合に加算されます。
夜勤体制加算	24	1日	入所者の数が20又はその端数を増すごとに1以上の数の夜勤を行う介護職員・看護職員を2名を超えて配置している場合に加算されます。
サービス提供体制強化加算(I)	18	1日	施設に介護福祉士を60%以上配置している場合に加算されます。
△外泊時費用加算(月6日まで)	362	1日	外泊時に基本料に変えて算定されます。
△地域連携診療計画情報提供加算	300	1回	地域連携診療計画管理料又は地域連携診療計画退院時指導料を算定して退院した入所者に対して、地域連携診療計画に基づいて作成した診療計画に基づき、入所者の治療等を行い、医療機関に診療情報を文章で提供した場合、1人につき1回を限度として加算されます。
介護職員処遇改善加算	27/1000	1月	算定した単位数の27/1000に相当する単位数が加算されます。

その他の日常生活費及びサービス費	金額(円)	単位	内容説明
歯ブラシ購入費	40	1月	毎月1回、歯ブラシを交換致します。歯科衛生・衛生予防のため。
日常生活品費	100	1日	日常的に使用する石鹸・シャンプー・ティッシュ・パスタルやおしぼり等の費用です。
教養娯楽費	100	1日	倶楽部やレクリエーションで使用する折り紙、粘土等の材料や風船、輪投げ等遊具、ビデオソフト等の費用です。
△特別室料(二人部屋)	609	1日	1日当たり(第4段階)
	525	1日	1日当たり(第1～3段階)
△理美容代(業者委託)	1,000	1回	理容(業者委託)をご利用の場合のみお支払い頂きます。
	1,200	1回	美容(業者委託)をご利用の場合のみお支払い頂きます。
△電気製品使用代	108	1日	個人的に使用する電気製品1品につき1日単位でお支払い頂きます。なお、個室・2人部屋のテレビ代は不要。
△健康管理費	自己負担額	1回	インフルエンザ予防接種に係る費用で市町村が定めた自己負担額を負担頂きます。
△文書料	2,100/5,000	1回	診断書等の文書を発行した場合にお支払い頂きます。死亡診断書は5000円
△私物洗濯代(業者委託)	4,928	1月	基本的に洗濯は御家族での洗濯対応です。家族遠方等、特別な事情が有る方のみ。

※介護職員処遇改善加算(総利用単位数×2.7%)について

前回(平成24年4月)の介護保険改定により介護保険から「介護職員改善加算」の算定が認められるようになりました。これは以前、介護職員処遇改善交付金として給付されていたものが、介護報酬に移行された事によるものです。今回の改定による介護職員処遇改善加算は、現行のしくみは維持しつつ、更なる資質向上の取組み、雇用管理の改善、労働環境の改善の取組みを進める目的で算定させていただきます。従って、利用者様・御家族様には、総利用単位数の×2.7%の負担をお願いします。介護職員のスキルアップ・利用者様へより良い処遇を目指すため、どうぞご理解とご協力をお願い致します。